

平成24年11月22日

常滑東小学校保護者 各位

常滑市教育委員会

### 学区外通学に係る申請手続きについて

常滑東小学校及び常滑西小学校の学校区見直しにつきまして、保護者の皆様には、大変、ご不安とご心配をおかけいたし申し訳ありません。

11月1日付け文書で、説明会での皆様のご意見を踏まえたうえでの教育委員会の見直し案の検討結果をご報告させていただきました。その中で移行措置として「学区外通学」を認めることを示させていただきました。つきましては、その手続き等についてご案内させていただきますので、よろしくお願いいたします。

- 1 対象者 常滑東小学校区の児童で、常滑西小学校への転校を希望する児童の保護者
- 2 実施時期 平成25年4月1日から
- 3 手続き方法 ①教育委員会学校教育課において、説明を受けたのち「指定学校変更願申請書」を受け取ってください。  
②上記申請書に必要事項を記載し、転校を希望する常滑西小学校に持参してください。校長の承諾を受けた申請書は、常滑西小学校がお預かりし、教育委員会に提出されます。  
③教育委員会は、常滑西小学校から提出された申請書に基づき、学区外通学の許可通知を保護者に送付します。  
※あらかじめ常滑西小学校の見学を希望される方は、直接、常滑西小学校（☎35-2104）にお問い合わせください。

#### 4. 申請書提出期限

「指定学校変更願申請書」の提出期限は、平成24年12月25日（火）とさせていただきます。

#### ◎問合せ先

常滑市教育委員会学校教育課（渡辺、吉田）  
電話35-5111 内線374